

申立人が所有する居住制限区域（富岡町）の土地の財物損害について、登記上の地目は原野となっていたが、当該土地の立地状況（市街化区域内で公道に面していること等）や、原発事故当時は仲介業者を通じて宅地として売り出し中であり売却が決まれば宅地として整備予定であったこと、仲介業者に対して購入希望者からの問い合わせもあったこと等の事情を考慮して、売り出し価格等を踏まえて賠償額が算定された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人Xと被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

| | | |
|--------|--------------------------------|--------------|
| 損害項目 1 | 避難費用（交通費） | 金 220,000円 |
| | 期 間 自 平成23年3月14日 至 平成23年10月11日 | |
| 2 | 避難費用（家財購入費用） | 金 92,000円 |
| 3 | 別紙物件目録記載の不動産に係る財物損害 | 金 3,190,000円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金3,502,000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人及び被申立人は、第1項・3の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払いにかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第5 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続き費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年3月19日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 新穂均)